被災代替家屋に係る固定資産税及び都市計画税の減額申告書

令和　　年　　月　　日

小松市長（宛）

(申告者)

住所又は所在地　　〒

氏名又は名称

電　話　　　　　　　－　　　　　－

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

個人番号又は法人番号

　令和６年能登半島地震により滅失し、又は損壊した家屋に代わるものとして家屋を取得し、又は損壊した家屋を改築したので、地方税法352条の3及び第702条の4の2に基づく減額の適用を受けるため、関係資料を添えて申告します。

１　代替家屋について

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （納税義務者）所有者 | 住所（所在地） |  |
| 氏名（名称） |  |
| 被災家屋所有者との関係 | □本人 　　　□相続人　　　 □親族（三親等以内）□その他（　　 　 　　　　　　　　　　　）  |
| 代替家屋 | 所在地 | 　　　　　　　　　 |
| 家屋番号 |  | 種類（用途） |  |
| 床面積 |  | 構造 |  |
| 取得年月日 |  | 共有持分 |  |
| 取得の状況 | □新築家屋の取得　　　□既存家屋の取得　　　□被災家屋の改築□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　） |

２　被災家屋について

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （納税義務者）所有者 | 住所（所在地） |  |
| 氏名（名称） |  |
| 被災家屋 | 所在地 | 　　　　　　　　　 |
| 家屋番号 |  | 種類（用途） |  |
| 床面積 |  | 構造 |  |
| 処分年月日 |  | 共有持分 |  |
| 現在の状況 | □解体　　　□売却　　　□その他（　　　　　　　　　　　　　） |

　※ 「代替家屋」とは、災害により滅失し、又は損壊した家屋に代わるものとして取得した家屋をいいます。

　※ 「被災家屋」とは、災害により滅失し、又は損壊した家屋をいいます。

　※ この申告書は、１棟（区分所有家屋の場合はそれぞれの住戸）ごとに作成してください。

**１ 対象者**

（１）被災家屋の所有者（共有名義の場合は、共有者を含む）

（２）被災家屋の所有者の相続人（相続が生じた場合に限る）

（３）代替家屋に被災家屋の所有者と同居する３親等内の親族

（※ 被災家屋の所有者の配偶者、子の配偶者及び孫の配偶者等を含む）

（４）被災家屋の所有者が法人の場合における合併法人または分割継承法人

※ 被災家屋の所有者とは、被災した日の所有者をいいます。

　　 令和６年能登半島地震の場合、令和６年１月１日現在の所有者をいいます。

**２　被災家屋の要件（いずれにも該当することが必要です）**

（１）令和６年能登半島地震により滅失または損壊した家屋で、市町村の調査で被害の程度が「半壊」以上であることが確認できるもの

（２）取壊し、売却などの処分がおこなわれたもの

**３　代替家屋の要件（いずれにも該当することが必要です）**

（１）小松市内に所在する家屋（令和６年能登半島地震により被災者生活再建支援法が適用された市町村の区域内に所在する家屋）

（２）災害の発生した日から被災年の翌年の３月31日から起算して４年を経過する日までに取得した家屋

（中古取得を含む）

※ 令和６年能登半島地震の場合、令和６年１月１日から令和11年３月31日までが対象になります。

（３）被災家屋と種類（用途）または使用目的が同一の家屋

**４　特例の内容**

　代替家屋に係る固定資産税・都市計画税のうち、被災家屋の床面積相当分の税額について、取得の翌年から４年度分を２分の１に減額します。

※ 共有名義の場合、持分の割合に応じて面積按分により算定します。

**５　提出書類（※（１）以外はコピー可）**

（１）被災代替家屋に係る固定資産税及び都市計画税の減額申告書

（２）被災家屋が災害等により滅失または損壊したことを証する書類

罹災証明書、被災証明書（被害の程度が記載されているもの） など

※ 被災家屋が小松市の場合、提出は不要です。

（３）被災家屋が所在していたこと証する書類

　　 被災年度（令和５年度）の固定資産税課税名寄帳、納税通知書（課税明細書）など

　　 ※ 所有者、用途、床面積を確認できる書類が必要です。

※ 被災家屋が小松市の場合、提出は不要です。

（４）被災家屋の処分状況が確認できる書類

公費解体の場合 → 市町村長が発行する「解体撤去完了通知書」又は登記簿謄本（閉鎖事項証明書）

　　　　　　　　　 ※ 被災家屋が小松市の場合、提出は不要です。

自費解体の場合 → 登記簿謄本（閉鎖事項証明書）又は解体契約書及び領収書や写真など

 ※ 被災家屋が小松市の場合、提出は不要です。

売買等の場合　 → 売買契約書又は登記簿謄本（全部事項証明書）

（５）被災家屋の所有者と代替家屋の所有者が異なる場合は、その関係を確認できる書類

・被災家屋の所有者の相続人の場合や、被災家屋の所有者と同居する３親等内の親族の場合 → 戸籍謄本

・被災家屋の所有者が法人の場合における合併法人または分割継承法人の場合 → 法人登記事項証明書

（６）その他

　　　 必要に応じて（１）～（５）以外の書類を提出していただく場合があります。

**６　提出期限**

　　なし

　　 ※ 要件を満たし次第、なるべくお早めにご提出ください。

　　 ※ 減額が適用できる年度は、地方税法に規定する更正・決定等の期間制限により、法定納期限の翌日から起算して５年を経過する日までとなります。